

第4回 上下水道事業経営審議会

令和4年7月21日

池田市上下水道部

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| ◎前回までのおさらい | 1 |
| 1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点 | 5 |
| ①なぜ平成30年度の改定を見送ったのか？ | 6 |
| ②水道料金の改定率が5%である理由は？ | 8 |
| ③下水道使用料の改定率が20%である理由は？ | 9 |
| ④料金算定期間の5年間で何を行っていくのか（R5～R9）？ | 10 |
| ⑤安全・安心な上下水道サービスを途切れることなく継続していくために | 12 |
| ⑥上下水道事業の費用削減策は？ | 13 |
| ⑦水道料金回収率が100%を超えない状況で進める理由は？ | 14 |
| ⑧水道料金体系変更に伴う固定費・変動費の回収割合は？ | 15 |
| ⑨近隣市の原価割れの状況は？ | 16 |
| 2. 参考資料（水道） | 19 |

◎前回までのおさらい

- ・池田市上下水道事業経営審議会の開催経緯

平成25年度 池田市上下水道事業経営審議会 答申

水道：水道料金の改定
(メーター料の引き下げ、水道料金の改定、H30に6.4%程度の料金改定)
下水：下水道使用料の2段階改定
(H25に26.4%程度、H30に15.7%程度)

→H26.1 水道料金・メーター料の改定▲1.45%、下水道使用料の改定20.5%

平成29年度 池田市上下水道事業経営審議会 答申

R5に水道料金5%・下水道使用料10%の改定を仮定することで、財源目標である計画期間最終年度のR9における損益黒字の確保、資金の確保を見込み、経営戦略を策定

※H25審議会答申におけるH30の料金・使用料改定については、大口使用者等からの収益が増加していたためR5に改定を仮定し、R4の審議会の経営戦略の見直しの中で改めて審議することとなった。

令和4年度 池田市上下水道事業経営審議会 諮問 水道料金・下水道使用料の改定を含めた経営戦略の見直しが必要

【H29経営戦略策定時に想定していなかった事項】

- ・ R1豊能町の大阪広域水道企業団統合に伴う送水量の減少による収益の減（水道）
- ・ R2大阪国際空港の地下水移行に伴う使用量減少による収益の減（水道）
- ・ R2以降、コロナ禍等による大口使用者の使用量減少による収益の減（水道・下水）

◎前回までのおさらい

◎財政の現状と将来予測（水道事業）

現行の経営戦略



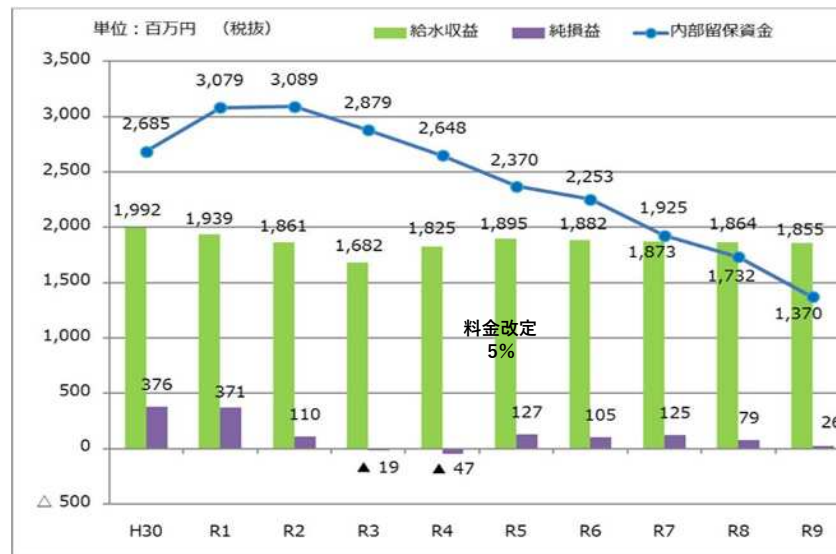
企業債充当率をR5より75%から100%へ引き上げ
⇒内部留保資金は蓄積されるが、企業債残高が増加傾向

現行の経営戦略においてR5に平均改定率5%の料金改定を仮定

- ・収益は減少傾向、老朽化に伴う費用は増加
- ・大口使用者の使用状況が経営に大きな影響を与える



改定案



企業債充当率を75%に据え置くことで借入を抑制
⇒一定の内部留保資金を確保し、企業債残高を抑制

- ・料金改定率は5%（現行の経営戦略どおり）
- ・基本料金及び従量料金の見直し
⇒水需要の増減に影響されにくく、安定的な経営をめざす

◎前回までのおさらい

◎財政の現状と将来予測（下水道事業）

現行の経営戦略



下水道事業は交付税措置があるため、企業債充当率は100%（事業費から国庫補助金除いた全額を借入）

- ・収益は減少傾向、老朽化に伴う費用は増加
- ・大口使用者の使用状況が経営に大きな影響を与える

現行の経営戦略においてR5に平均改定率10%の料金改定を仮定

10%の料金改定では、純利益の計上は困難
⇒改定率の見直しが必要

改定案



企業債充当率は100%
（地方財政措置の動向を注視し、今後の検討課題）

- ・ **使用料改定率は10%から20%に見直し**
⇒純利益の計上が可能
- ・ **基本料金及び従量料金の見直し**
⇒水需要の増減に影響されにくく、安定的な経営をめざす

◎前回までのおさらい

〈水道料金改定の方針〉

- ・基本料金収入の割合を高め、安定的な企業経営を行いやすくするため**基本料金を「用途別料金」から「口径別料金」へ変更する。**
 - ・**メーター料は基本料金に含める。**
 - ・基本料金を値上げする一方で、従量料金の最高単価を引き下げ、**逓増度を緩和する。**
(少量使用者への配慮と逓増度の緩和のバランスをとる)
 - ・**基本水量は現状と同様の8 m³で設定。**
- ⇒**全体で5%の改定率とする。**

〈下水道使用料改定の方針〉

- ・**基本水量は現状と同様の8 m³で設定。**
 - ・単価格差に配慮しながら、使用水量に応じた負担を求める。
(少量使用者への配慮と逓増度の緩和のバランスをとる)
- ⇒**全体で20%の改定率とする。**

※用途別料金…使用用途（一般用、湯屋用、臨時用）により区分し、料金を賦課する料金制度。

※口径別料金…各需要者の給水管や水道メーターの口径の大きさにより区分し、料金を賦課する料金制度。

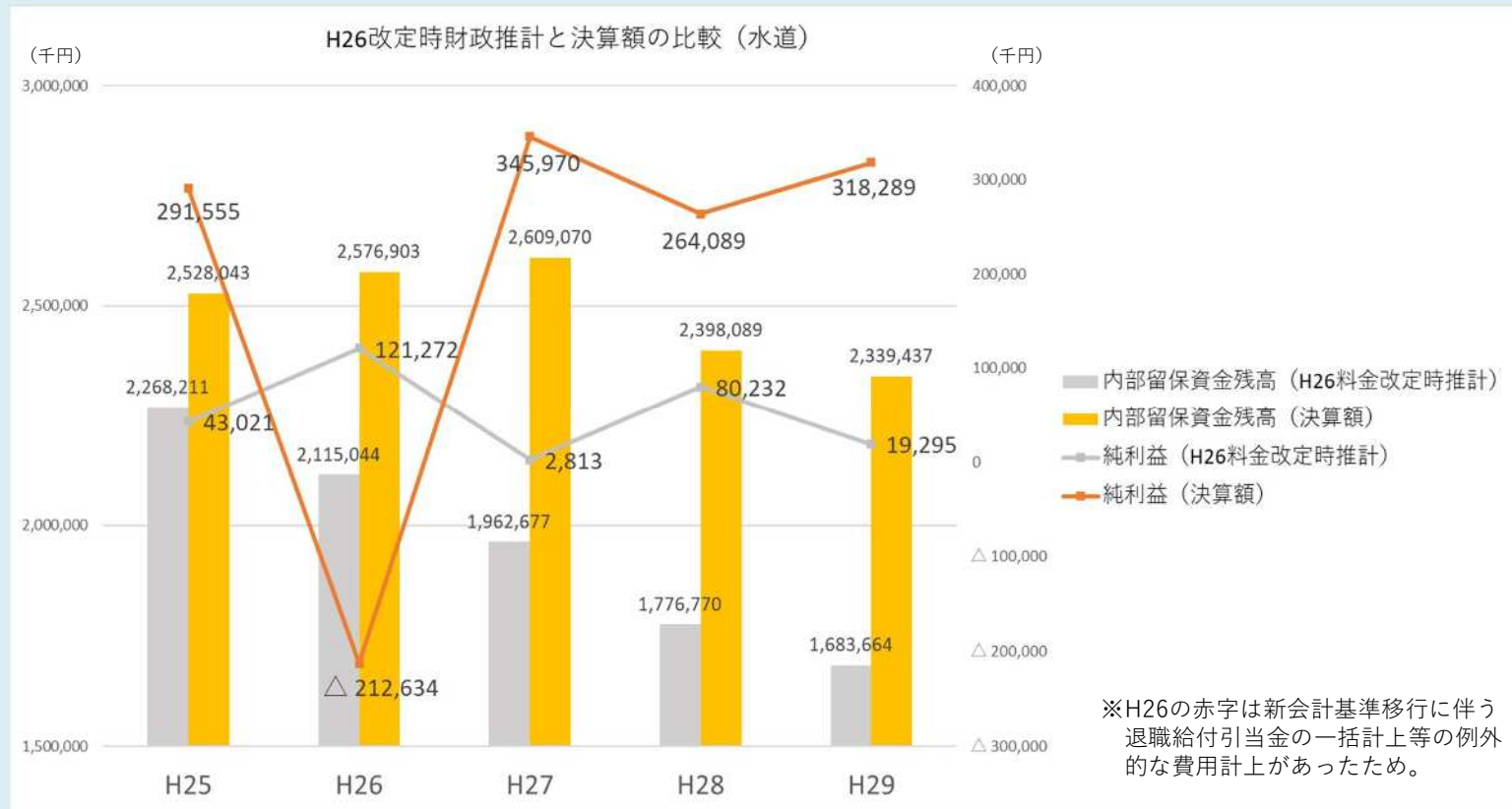
※逓増型…使用水量が増加するに従い単価が上がる制度。水道事業者の多くが採用。

※基本水量…設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるもの。

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

①- 1 なぜ平成30年度の改定を見送ったのか？（水道）



- ・ 当年度純利益は口径別納付金の増、委託効果等により改善
- ・ 内部留保資金は事業費の入札差金等により増加
→ 収支が改善、内部留保資金も増加していたため、平成30年度の改定は見送り

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

①- 2 なぜ平成30年度の改定を見送ったのか？（下水）



- ・ 当年度純利益は大口使用者の使用水量の増、下水処理場維持管理経費の減等により改善
- ・ 内部留保資金は事業費の不用額等により増加
→ 収支が改善、内部留保資金も増加していたため、平成30年度の改定は見送り

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

②水道料金の改定率が5%である理由は？

◎推計の前提

(第2回資料再掲)

収益

R2以降、大口使用者の使用量減少による収益減

- ・ R2決算(H30比較) 約▲1億4,000万円
- ・ R4予算(H30比較) 約▲1億5,000万円

〈収益減の要因〉

- ・ R1豊能町の企業団統合による減
→影響額 約▲2,000万円
- ・ R2大阪国際空港の地下水移行による減
→影響額 約▲6,000万円
- ・ その他、コロナ禍等による使用量減

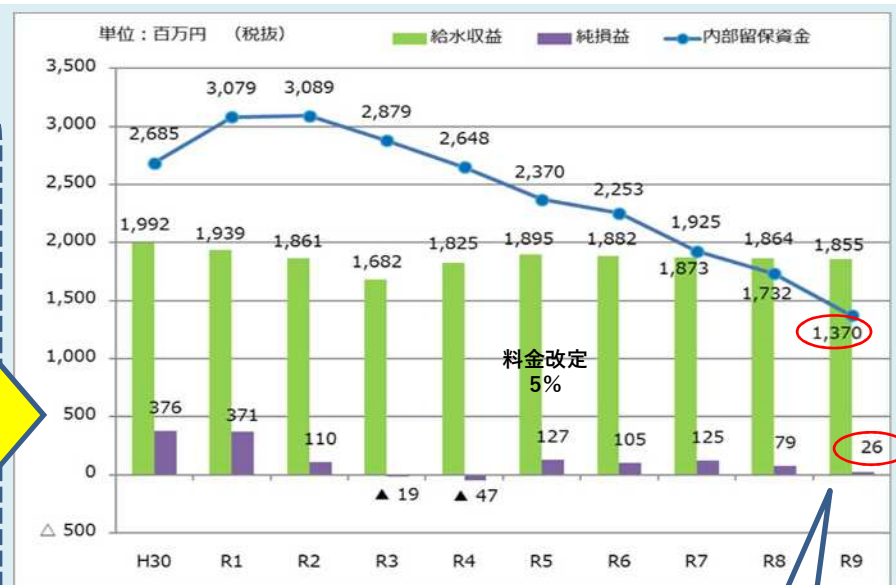
大口使用者からの収入は、R4-H30比較で40%減
リスク要因として、**今後もR4程度が続くと予測**

費用

- ・ 労務単価、材料価格、燃料費等の高騰
→直近の予算額を反映
- ・ アセットマネジメント改良版による
実更新需要を算出し、**減価償却費に反映**

※新水道ビジョン（厚生労働省）

「水需要の増減に収入が影響されない体系として、使用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要」



財源目標の達成！
(5%以下では赤字のおそれ)

→収入減・費用増に対応し、経営戦略の財源目標である令和9年度の損益黒字の確保、内部留保資金の確保を達成するためには5%の改定が必要。今回の改定は体系の変更を主な目標にしている。

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

③下水道使用料の改定率が20%である理由は？

◎推計の前提

(第2回資料再掲)

収益

R2以降、大口使用者の使用量減少による収益減

- ・R2決算(H30比較) 約▲8,900万円
- ・R4予算(H30比較) 約▲1億5,000万円

〈収益減の要因〉

- ・コロナ禍等による社会情勢の変化による使用料減

大口使用者からの収入は、R4-H30比較で40%減リスク要因として、**今後もR4程度が続くと予測**

費用

- ・労務単価、材料価格、燃料費等の高騰
→直近の予算額を反映
- ・アセットマネジメント改良版による
実更新需要を算出し、減価償却費に反映



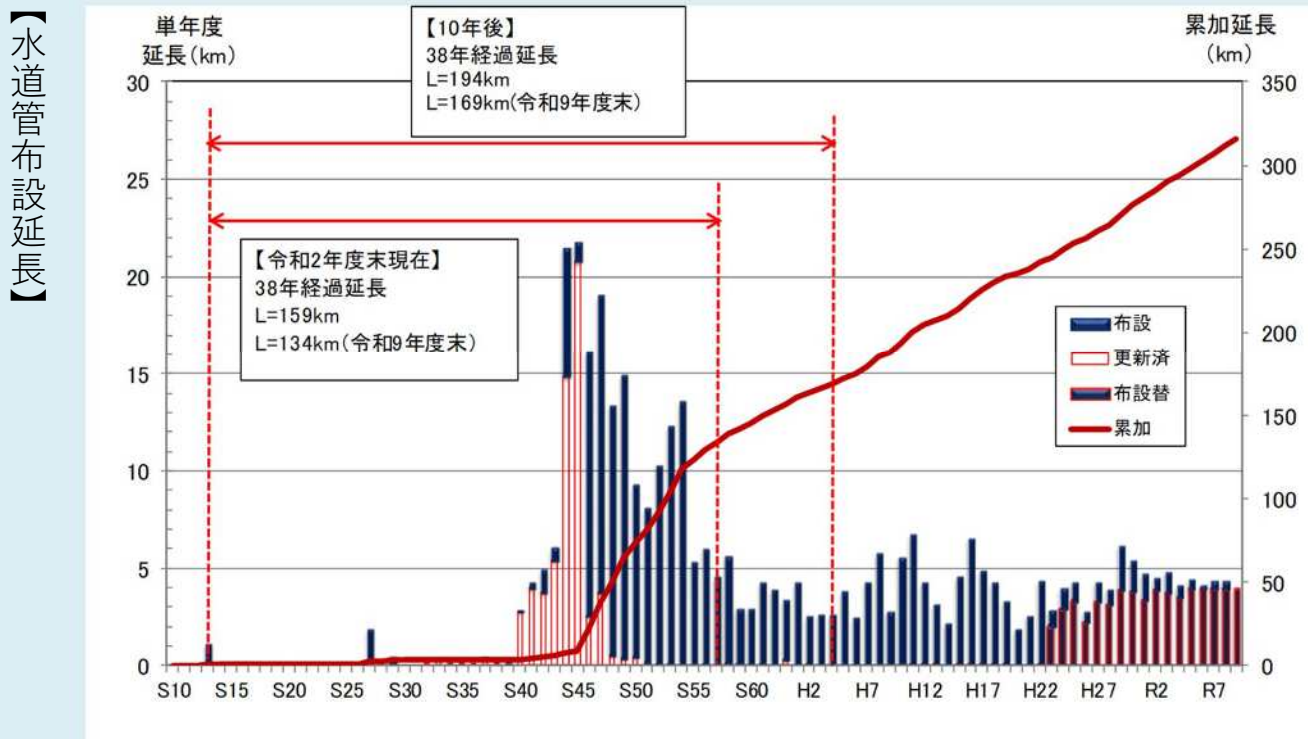
財源目標の達成！
(20%以下では赤字のおそれ)

→収入減・費用増に対応し、経営戦略の財源目標である令和9年度の損益黒字の確保、内部留保資金の確保を達成するためには20%の改定が必要。

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

④料金算定期間の5年間で何を行っていくのか？（R5～R9）

→浄水場施設等の更新や老朽管の更新を着実にやっていく。



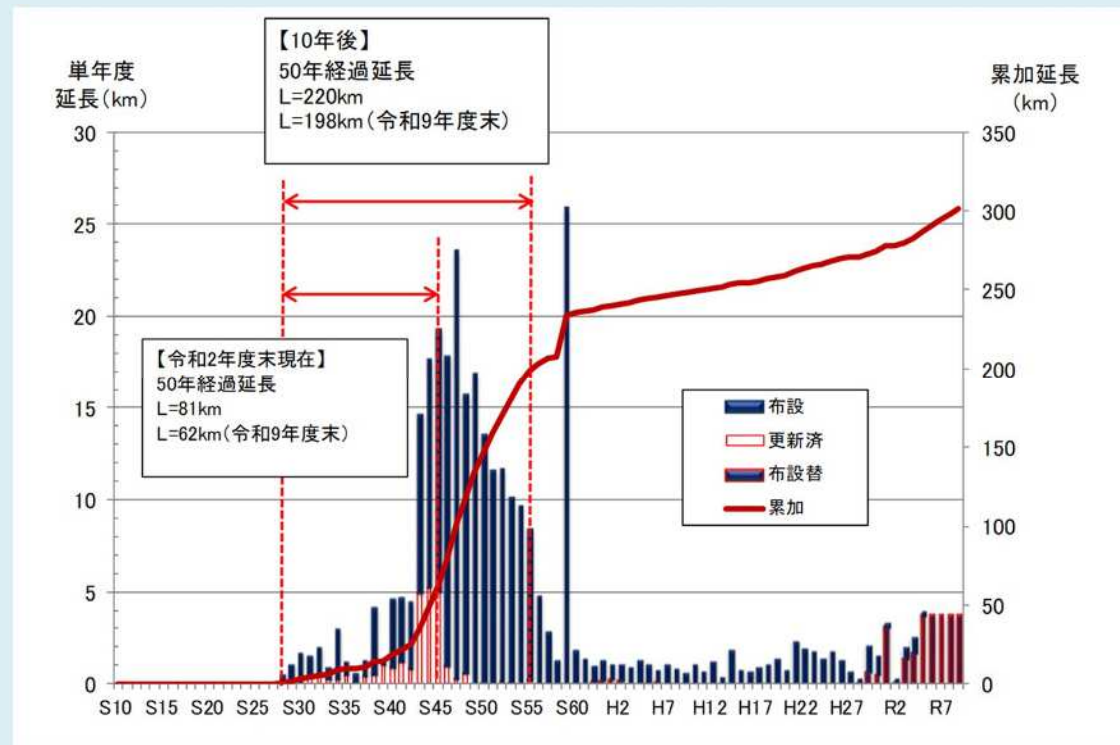
中長期的にはアセットマネジメントに基づき、浄水場施設の更新費用の算出方法の精査や水道管の実耐用年数を設定することにより事業費を削減
→法定耐用年数で更新する場合と比較して40年間で約700億円から約400億円に削減

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

④料金算定期間の5年間で何を行っていくのか？（R5～R9）

→下水処理施設の更新や老朽管渠の更新を行っていく。

【下水道管渠布設延長】



中長期的にはアセットマネジメントに基づき、健全度・緊急度の観点から対象事業の再整理や実勢価格の見直し、更新対象の優先項目の設定などにより事業を削減。

→法定耐用年数で更新する場合と比較して40年間で約1500億円から約600億円に削減

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

⑤安全・安心な上下水道サービスを途切れることなく継続していくために



大阪広域水道企業団の水管橋

【水源の安定性の維持】
池田市では猪名川、余野川及び広域水道企業団水を水源としています。
複数の水源を持つことで、災害時等にも安定した水道水の供給をすることができます。



耐震性の確保が完了した畑配水池

【施設の耐震化】
施設の更新、拠点施設の耐震化を行い、災害に強い施設の構築に努めています。

水道事業では、「池田市上水道施設整備計画」に基づき施設の更新・耐震化を行っています。



耐震性の確保が完了した下水処理場放流ポンプ棟

下水道事業では「池田市下水道総合地震対策計画」に基づき計画的な耐震化を進めています。



令和元年度に導入した給水車

【危機管理体制の充実】
災害復旧体制の充実を図り、応急給水体制を強化しています。
また、飲料水を非常時にも確保できる体制を構築しています。

令和2年度には五月山緑地防災備蓄倉庫の地下に飲料用耐震性貯水槽が完成しました。応急給水施設が1施設増加し、100m³の非常時用飲用水を確保しました。



五月山緑地防災備蓄倉庫

また、ソフト対策として事業継続計画を策定しており、緊急時でも水道・下水道サービスを維持できる体制を構築しています。



五月山緑地防災備蓄倉庫敷地の地中にある耐震性貯水槽



事業継続計画に基づく訓練の実施

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

⑥上下水道事業の費用削減策は？

これまでの健全化策（池田市上下水道事業経営戦略12頁）

| 会計 | 経営健全化への取り組み状況 | 実施時期 | 年間効果額 |
|-----|-----------------|-------|----------|
| 下水道 | 福祉減免制度の見直し | H26.4 | 17,000千円 |
| 水道 | 浄水場の夜間運転監視業務の委託 | H27.7 | 26,000千円 |
| 水道 | 料金徴収等業務の委託 | H29.4 | 21,000千円 |
| 水道 | 福祉減免制度の廃止 | H29.4 | 21,000千円 |
| 下水道 | 福祉減免制度の廃止 | H29.4 | 14,000千円 |

【その他の経費節減策】

・漏水調査の一部地域を直営で実施

→漏水調査を直営でも実施することで委託料を削減。
漏水調査に力を入れることで有収率の維持、改善を図る。

・伏尾台低配水池の休止

→伏尾台地域の配水区域を統合し、配水池の維持点検委託料(▲518千円)や更新費用(▲130,240千円)を削減。

・マンホール鉄蓋補修における補助金の活用

→単独費用を抑え、ストックマネジメント計画に基づき実施し、国庫補助金を活用。

・下水処理場の維持管理費用削減

→平成25年度に国のB-DASH事業に参画し、下水処理場の汚泥処理施設について高度化、高効率化を実現し、現在も実機として運用。
電気使用料、重油代、薬品費、産業廃棄物処分費を削減(年間効果額 約▲27,000千円)。

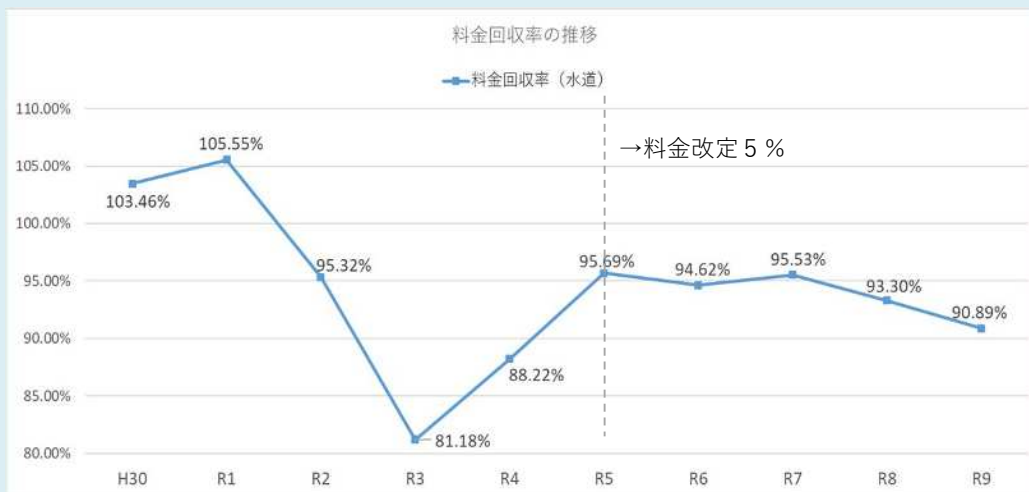
・下水処理における次亜塩素酸ナトリウムの注入方法の見直しによるコスト縮減

→放流水質と消毒効果の相関データを確立し、最適注入を行うことで薬品費を削減。
(年間効果額 約▲10,000千円)

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

⑦水道料金回収率が100%を超えない状況で進める理由は？

- 改定案で経営戦略の目標とする令和9年度の黒字は確保できていること。
- ・ 経常収支比率は令和9年度まで100%を超える見込み。
- ・ 今回の改定の主な目標は「用途別料金から口径別料金への体系変更」であること。



(参考) 経常収支比率の推移

| | |
|-----|---------|
| H30 | 118.02% |
| R1 | 118.43% |
| R2 | 105.24% |
| R3 | 99.21% |
| R4 | 97.96% |
| R5 | 105.90% |
| R6 | 104.90% |
| R7 | 105.87% |
| R8 | 103.67% |
| R9 | 101.23% |

↓料金改定5%

決算 ← → 予測

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 水道 | | | | | | | | | | |
| 供給単価(A) | 177.36 | 173.98 | 167.95 | 152.98 | 166.42 | 173.93 | 174.13 | 174.32 | 174.53 | 174.30 |
| 給水原価(B) | 171.42 | 164.83 | 176.20 | 188.44 | 188.65 | 181.77 | 184.04 | 182.48 | 187.06 | 191.78 |
| 料金回収率(A/B) | 103.46% | 105.55% | 95.32% | 81.18% | 88.22% | 95.69% | 94.62% | 95.53% | 93.30% | 90.89% |

懸念点：料金回収率が100%を下回ると府補助金の採択要件を満たさなくなる（第2回資料P16）

→料金回収率の改善は5年後の料金改定における課題とする。

（令和5年、令和10年の2段階改定）

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

⑧水道料金体系変更に伴う固定費・変動費の回収割合は？

→総括原価の考え方を基に算定すると固定費と変動費の割合はおよそ5：5(第2回、第3回資料参照)。ただし、改定案では少量使用者への配慮等から3：7程度にとどめている。



※年間収入総額

| | 基本料金 | 従量料金 | | 基本料金 | 従量料金 | |
|---------|-------|-------|------------|----------|-------|-------|
| 池田市(現行) | 27.9% | 72.1% | 3.2ポイントの改善 | 池田市(改定後) | 31.1% | 68.9% |

※1ヵ月の使用水量が20㎡の場合(口径20mm)

| | 基本料金 | 従量料金 |
|----------|------|------|
| 池田市(改定後) | 32% | 68% |
| 豊中市 | 33% | 67% |
| 吹田市 | 39% | 61% |
| 高槻市 | 31% | 69% |
| 茨木市 | 39% | 61% |
| 箕面市 | 28% | 72% |
| 摂津市 | 27% | 73% |

(令和2年度決算)

→近隣市でも概ね3：7の回収割合となっており、今後の改定において徐々に改善していくものとする。

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

⑨-1 近隣市の原価割れの状況は？（水道）

→水道料金改定案において、少量使用者の料金では原価割れの状況（第3回資料P16参照）
 なお、近隣市の少量使用者の原価割れの状況は下記のとおり（黄色部分が原価割れ）

(R2決算)

| | 池田市 | | 豊中市 | 吹田市 | 高槻市 | 茨木市 | 箕面市 | 摂津市 |
|--|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | (改定後) | (現行) | | | | | | |
| 給水原価（円／m ³ ） ※1m ³ あたりの 水道水を作る費用 | 176.20 (R2決算) | 176.20 | 153.57 | 135.08 | 126.78 | 139.25 | 151.26 | 176.83 |
| 20mm10m ³ 使用時単価 | 95.00 | 91.00 | 96.00 | 115.00 | 85.00 | 140.00 | 98.73 | 107.55 |
| 20mm20m ³ 使用時単価 | 125.00 | 120.50 | 113.50 | 127.50 | 110.00 | 110.00 | 133.36 | 126.27 |

→近隣市においても同様の傾向が見られる。
 今回の改定は、料金体系を用途別から口径別へ変更することが主な目標。
 一般家庭の生活への配慮から小さい範囲での改定にとどめている。
 今後の改定において、徐々に改善していくものとする。

1. 水道料金・下水道使用料改定にあたっての論点

⑨-2 近隣市の原価割れの状況は？（下水）

→下水道使用料改定案において、少量使用者の料金では原価割れの状況（第3回資料P23参照）
 なお、近隣市の少量使用者の原価割れの状況は下記のとおり（黄色部分が原価割れ）

(R2決算)

| | 池田市 | | 豊中市 | 吹田市 | 高槻市 | 茨木市 | 箕面市 | 摂津市 |
|---|-----------------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| | (改定後) | (現行) | | | | | | |
| 汚水処理原価（円／m ³ ） ※1m ³ あたりの 汚水を処理する費用 | 83.68 (R2決算) | 83.68 | 84.79 | 83.90 | 128.48 | 94.86 | 91.87 | 153.27 |
| 20mm10m ³ 使用時単価 | 62.55 | 54.00 | 52.18 | 68.27 | 76.64 | 87.00 | 73.36 | 95.00 |
| 20mm20m ³ 使用時単価 | 74.27 | 61.50 | 64.59 | 73.14 | 89.32 | 92.50 | 84.68 | 104.50 |

→近隣市においても同様の傾向が見られる。
 一般家庭の生活への配慮から小さい範囲での改定にとどめている。
 今後の改定において、徐々に改善していくものとする。

2. 参考資料（水道）

2. 参考資料①（料金改定後の料金収入シミュレーション）

改定案

- ・令和3年度の調定データをもとに、改定後の料金収入のシミュレーションを行った結果は、以下の通りである（現行の基本料金にはメーター料を含む）
- ・口径別の調定件数は、20mmが最も多くなっている
- ・基本料金と超過料金の料金体系を見直すことにより、基本料金の収入全体に占める割合が増加する

（単位：円）

| 口径 | 参考件数 (件) | 水量 (m) | 現行 | | | 改定 | | | 差額 | | | 改定率(%) | | |
|-----|-------------|------------|-------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|------------|------------|------------|---------|-------|-------|
| | | | 基本料金 | 超過料金 | 合計 | 基本料金 | 超過料金 | 合計 | 基本料金 | 超過料金 | 合計 | 基本料金 | 超過料金 | 合計 |
| 13 | 7,420 | 1,010,768 | 67,572,950 | 80,470,219 | 148,043,169 | 71,230,000 | 82,189,455 | 153,419,455 | 3,657,050 | 1,719,236 | 5,376,286 | 5.4% | 2.1% | 3.6% |
| 20 | 36,939 | 6,843,399 | 329,585,635 | 605,704,338 | 935,289,973 | 354,610,800 | 620,473,695 | 975,084,495 | 25,025,165 | 14,769,357 | 39,794,522 | 7.6% | 2.4% | 4.3% |
| 25 | 4,519 | 1,030,083 | 45,966,690 | 121,172,385 | 167,139,075 | 54,224,800 | 120,647,565 | 174,872,365 | 8,258,110 | -524,820 | 7,733,290 | 18.0% | -0.4% | 4.6% |
| 30 | 504 | 368,726 | 12,730,985 | 59,602,484 | 72,333,469 | 18,161,700 | 59,408,340 | 77,570,040 | 5,430,715 | -194,144 | 5,236,571 | 42.7% | -0.3% | 7.2% |
| 40 | 440 | 445,912 | 14,710,055 | 70,731,512 | 84,941,567 | 21,108,400 | 68,967,610 | 90,076,010 | 6,398,345 | -1,263,902 | 5,134,443 | 43.5% | -1.8% | 6.0% |
| 50 | 130 | 318,212 | 7,683,690 | 71,525,580 | 79,209,270 | 12,488,000 | 69,845,585 | 82,333,585 | 4,804,310 | -1,679,995 | 3,124,315 | 62.5% | -2.3% | 3.9% |
| 75 | 48 | 435,667 | 5,254,660 | 130,393,599 | 135,648,259 | 17,349,600 | 127,209,380 | 144,558,980 | 12,094,940 | -3,184,219 | 8,910,721 | 230.2% | -2.4% | 6.6% |
| 100 | 10 | 286,455 | 2,368,800 | 92,322,784 | 94,691,584 | 11,827,200 | 89,835,309 | 101,662,509 | 9,458,400 | -2,487,475 | 6,970,925 | 399.3% | -2.7% | 7.4% |
| 150 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 250 | 1 | 66,925 | 152,520 | 24,631,775 | 24,784,295 | 7,800,000 | 23,924,400 | 31,724,400 | 7,647,480 | -707,375 | 6,940,105 | 5014.1% | -2.9% | 28.0% |
| 合計 | 50,011 | 10,806,147 | 485,025,985 | 1,256,054,676 | 1,742,080,661 | 568,800,500 | 1,262,501,339 | 1,831,301,839 | 82,774,515 | 6,446,663 | 89,221,178 | 17.0% | 0.5% | 5.1% |
| 比率 | | | 27.9% | 72.1% | 100.0% | 31.1% | 68.9% | 100.0% | | | | | | |

第3回資料に件数と水量を追加
（口径20mmが件数、水量ともに最も大きなボリュームゾーンになる）

2. 参考資料②（口径別ランク別参考件数）

口径別ランク別参考件数

- ・令和3年度の調定データにおいて、口径別かつランク（使用水量）別の参考件数は、以下の通りである
- ・口径別ランク別の参考件数では、20mm・ランクIIIが最も多くなっている

口径別ランク別参考件数（ランク水量は1ヵ月あたり）

（参考件数/件）

| ランク | 水量 | 口径（mm） | | | | | | | | | 総計 |
|------|---------------------------------------|--------|--------|-------|-----|-----|-----|----|-----|-----|--------|
| | | 13 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 75 | 100 | 250 | |
| I | ～8m ³ | 3,410 | 10,169 | 494 | 32 | 27 | 5 | 2 | 0 | 0 | 14,139 |
| II | 9m ³ ～10m ³ | 566 | 2,535 | 103 | 5 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3,215 |
| III | 11m ³ ～20m ³ | 2,124 | 11,697 | 574 | 27 | 15 | 2 | 1 | 0 | 0 | 14,440 |
| IV | 21m ³ ～30m ³ | 928 | 7,993 | 479 | 28 | 18 | 3 | 0 | 0 | 0 | 9,449 |
| V | 31m ³ ～40m ³ | 255 | 2,429 | 265 | 20 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2,980 |
| VI | 41m ³ ～50m ³ | 97 | 579 | 157 | 13 | 7 | 2 | 0 | 0 | 0 | 855 |
| VII | 51m ³ ～100m ³ | 38 | 836 | 394 | 43 | 34 | 10 | 2 | 0 | 0 | 1,357 |
| VIII | 101m ³ ～500m ³ | 2 | 700 | 1,973 | 209 | 89 | 39 | 17 | 2 | 0 | 3,031 |
| IX | 501m ³ ～1000m ³ | 0 | 1 | 80 | 105 | 122 | 4 | 8 | 0 | 0 | 320 |
| X | 1001m ³ 以上 | 0 | 0 | 0 | 22 | 114 | 62 | 18 | 8 | 1 | 225 |
| 合計 | | 7,420 | 36,939 | 4,519 | 504 | 440 | 130 | 48 | 10 | 1 | 50,011 |

件数では口径20mmで1ヵ月あたり11～20m³使用するランクが最も多い

2. 参考資料③（口径別ランク別使用水量）

口径別ランク別使用水量

- ・令和3年度の調定データにおいて、口径別かつランク（使用水量）別の使用水量は、以下の通りである
- ・口径別ランク別の使用水量では、20mm・ランクIVが最も多くなっている

口径別ランク別使用水量集計（ランク水量は1ヵ月あたり）

（水量/m³）

| ランク | 水量 | 口径（mm） | | | | | | | | | 総計 |
|------|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|------------|
| | | 13 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 75 | 100 | 250 | |
| I | ～8m ³ | 119,880 | 528,832 | 24,047 | 2,366 | 1,343 | 839 | 83 | | | 677,390 |
| II | 9m ³ ～10m ³ | 62,825 | 280,869 | 11,537 | 663 | 585 | 76 | | | | 356,555 |
| III | 11m ³ ～20m ³ | 378,569 | 2,134,524 | 104,286 | 5,086 | 3,199 | 357 | 96 | | | 2,626,117 |
| IV | 21m ³ ～30m ³ | 269,802 | 2,335,667 | 133,161 | 8,193 | 5,693 | 1,406 | 103 | | | 2,754,025 |
| V | 31m ³ ～40m ³ | 102,201 | 967,858 | 95,301 | 8,366 | 3,966 | 1,572 | 176 | | | 1,179,440 |
| VI | 41m ³ ～50m ³ | 47,336 | 272,555 | 60,983 | 6,751 | 4,331 | 1,742 | 84 | | | 393,782 |
| VII | 51m ³ ～100m ³ | 26,704 | 186,563 | 107,309 | 27,554 | 25,368 | 10,436 | 2,446 | | | 386,380 |
| VIII | 101m ³ ～500m ³ | 3,451 | 131,165 | 448,117 | 150,272 | 110,918 | 107,334 | 57,583 | 5,950 | | 1,014,790 |
| IX | 501m ³ ～1000m ³ | | 5,366 | 45,342 | 126,163 | 163,057 | 26,034 | 62,946 | 2,720 | | 431,628 |
| X | 1001m ³ 以上 | | | | 33,312 | 127,452 | 168,416 | 312,150 | 277,785 | 66,925 | 986,040 |
| 合計 | | 1,010,768 | 6,843,399 | 1,030,083 | 368,726 | 445,912 | 318,212 | 435,667 | 286,455 | 66,925 | 10,806,147 |

使用水量では口径20mmで1ヵ月あたり21～30m³使用するランクが最も多い